

## 第3次芦屋市地域福祉計画の骨子（案）

### 1. 第3次芦屋市地域福祉計画で検討すべき課題

第3次芦屋市地域福祉計画の策定に向けた取組から、次のような検討課題が見えてきました。

#### (1) 市民会議・検討部会での議論から

##### 【市民会議：活動を通じて感じている課題】

- ・ 地域活動を活性化する必要がある → 地域でのつながりが少ない，地域活動への関心や意識が低い，地域活動への参加者が少ない・固定化している・参加しにくい，地域活動の担い手が不足・固定化・高齢化している，地域活動のネットワークが必要
- ・ 支援が必要な人がいる → 日常の見守りや支援が必要な人がいる，災害時の支援が必要な人がいる，引きこもりの人や支援を拒否する人がいる，制度の隙間となる困りごとがある
- ・ 情報を伝えられない・得られない
- ・ 活動への支援が必要である → 個人情報の問題で活動しにくい，さまざまな会議体が課題の抽出や解決に向けて連携できていない
- ・ その他 → 障がいのある人への理解が不足している，まさにバリアがある

##### 【検討部会：第3次芦屋市地域福祉計画に盛り込んでほしいこと・地域福祉計画策定委員会で検討してほしいこと】

- ・ 地域福祉の情報を，若い人に見てもらえる内容・方法で発信する
- ・ 既存の情報発信（紙媒体等）と新しい方法が，効果的に連携できるようにする
- ・ 安心して情報の発信や共有を行うためのルール（トラブルの防止等）をつくる
- ・ 困ったとき（困りそうなとき）に気軽に行けて，支えあいにつながる身近な居場所が増えるように，場所・担い手・財源等の確保や情報発信を，地域の資源を活かしてサポートする
- ・ いろいろな人や組織（団体・事業者など）の「自分ができること（場所や資金の提供なども含めて）」と「支えてほしいこと」の情報を集約し，つなぐ仕組みをつくる
- ・ “スマート”に支える（声をかける，居場所に連れ出すなど）ためのスキルを広める
- ・ 活動に参加しようと思うインセンティブ（誘因）をつくる
- ・ 既存の活動に，新しい人が参加しやすいようにサポートする
- ・ 市民・グループなどの主体的な活動の立ち上げ（きっかけとなるイベントなど）や継続を支援する仕組みをつくる → 市が側面的に支援するうえでの役割なども検討する
- ・ プロジェクトを応援する地域福祉アクションプログラム推進協議会を充実する

#### (2) 市民意識調査の回答から（【 】は主に関係する設問）

- ・ 多様な困りごとや今後のニーズ（不安），気づいていないニーズへの対応 【問2】
- ・ 住民による気づきへのサポート → 専門機関等へのつなぎと連携 【問3】
- ・ 多様な情報伝達 → IT利用の格差へのサポート，必要なときにアクセスできる仕組み 【問4】
- ・ 多様な相談の入口の充実 → ワンストップ，電話やネットの活用 【問5・6】
- ・ 福祉への関心・理解の推進 → 関心の広がり → 活動へのつなぎ（呼びかけ） 【問7～10】
- ・ 活動への参加の促進 → 気軽に身近な活動の推進，有償・ポイント等の仕組み 【問11】
- ・ 計画の周知（地域福祉の理解とあわせて） 【問12・13】

**(3) 第2次芦屋市地域福祉計画に基づく取組と今後の課題から（詳細は事前資料3に記載）**

- ・ 地域福祉への理解と参加の促進 → 情報伝達や呼びかけ，学習の推進
- ・ 生活の“困りごと”の解決，権利擁護の充実 → ニーズ把握と相談ネットワークの充実，サービス・活動の充実，連携による課題解決の推進，支援の質の充実
- ・ 地域のつながりづくりの推進 → 地域活動の促進・支援
- ・ 安全・安心・バリアフリーな生活環境の整備 → 災害時支援の充実，防犯・交通安全の推進，移動支援の充実，住環境の整備
- ・ 地域福祉活動の支援の充実 → 拠点・財源・コミュニティワーク等の充実，連携の強化

**(4) 地域福祉をとりまく制度や地域の状況から**

- ・ 地域包括ケアや地域共生社会（我が事・丸ごと）の推進 → 地域生活支援のための分野を超えた連携やサービス開発の強化
- ・ 子育て支援の充実 → 子育てを支えるサービスやまちづくりの充実
- ・ 生活の“困りごと”への支援の充実 → “困りごと”への個別支援と地域での取組
- ・ 多様な担い手づくり → 福祉サービス・地域福祉活動の担い手づくり，多様な活動づくり
- ・ 地域のつながりの強化 → コミュニティ・防災・防犯・日常的な支えあい活動の推進

**こうした課題をふまえた**

**2. 計画づくりの方向性**

これらの検討課題をふまえ，第3次芦屋市地域福祉計画の位置づけと内容は，次のような方向性のもとで検討していくことが望ましいと考えられます。

**(1) 多くの市民が知り，参加する計画にする**

- \* わかりやすい計画（表現，内容など）にする
  - 共有する目標と，具体的に取り組むことを示す
- \* 参加しやすい取組を掲げる
  - 「したいこと・できること」での参加をすすめる取組を盛り込む
- \* 地域福祉推進計画ともいっそう連動し，市民・団体・事業者等の参加をすすめる
  - 推進計画と目標を共有し，取組を促進する
- \* 多くの人参加して推進（進捗管理）する仕組みを強化する
  - 「実施プラン」を普及し，PDCAへの参加をすすめる

**(2) 地域福祉の課題に的確に対応するための取組を盛り込む**

- ・ 多様な担い手の参加の推進（意識・機会づくり，活動への支援など）
- ・ “困りごと”の発見と適切な支援へのつなぎの充実（ニーズ把握・相談など）
- ・ これらをすすめるための地域福祉の理解（学習等）と情報提供の充実
- ・ 多様なニーズに対応する支援（サービス，活動）の充実
- ・ 安全・安心で心豊かに暮らせるまちづくり（コミュニティ，バリアフリー，安全など）
- ・ 地域福祉を多くの人協働ですすめる仕組みづくり（ネットワークなど）

### 3. 第3次芦屋市地域福祉計画の骨格

#### 第1章 わたしたちの暮らしと「地域福祉」

1. 地域福祉とは
2. 芦屋の地域福祉の現状

← 地域福祉は「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを地域の人々でつくっていく、だれにも身近な取組だということを、わかりやすく伝えます。また、市民会議や意識調査の結果、各種データなどをもとに、芦屋市の地域福祉の現状や課題を記載します。【第2次計画よりもシンプルでわかりやすい表現にします】

#### 第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的 (第2次計画の成果と課題、地域の状況の変化をふまえて策定)
2. 計画の位置づけ (社会福祉法に基づき、市の各種計画と連動させて策定)
3. 計画の期間 (平成29～33年度の5年間、PDC Aでステップアップする)
4. 計画の策定方法 (幅広い市民の声を聴き、関係者や庁内で協議して策定)
5. 計画の推進方法 (各々の「実施プラン」に基づくPDC Aを共有し、協働する)

← 芦屋市の「保健福祉のマスタープラン」としての位置づけを継承し、各分野別計画や総合計画後期基本計画、芦屋市創生総合戦略等ともいっそう連動して推進します。  
芦屋市社会福祉協議会の地域福祉推進計画ともいっそう連動し、公民協働での地域福祉を推進します。  
第2次計画で推進してきたPDC Aの仕組みを継続・発展させ、より多くの主体に参加を呼びかけながら、着実な推進を図ります。【第2次計画の方法を継承しつつ、より幅広い協働による推進をめざします】

#### 第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1. 「芦屋の地域福祉」の推進目標 (合言葉)
2. それぞれの主体の役割分担と協働の考え方  
①市民 ②地域型の団体 ③テーマ型の団体 ④事業者 ⑤社会福祉協議会 ⑥市・行政機関
3. それぞれのエリアでの取り組み  
①町内会区域 ②小学校区域 ③中学校区域 ④芦屋市全域

← 徐々に定着してきた第2次計画の推進目標「たすけ上手」で「たすけられ上手」な人になり、[All Ashiya]の力をあわせて、心地よく暮らせる福祉を創造します」を、みんなの「合言葉」として継承します。  
「役割分担」では、事業者(企業)やNPOなどを含む、より幅広い主体との連携をめざします。  
地域発信型ネットワークの取組で具体的な活動がすすんできた「小学校区域」を特に重要なエリアと位置づけ、地域にねぎした取組を推進します。【基本的に第2次計画を継承し、ステップアップします】

#### 第4章 地域福祉をすすめるために「みんなで」取り組むこと

- 【取組の目標】→【取り組む項目】
- A. “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる → 情報発信・学習
  - B. つながりのあるコミュニティをつくる → コミュニティづくり
  - C. 「したいこと・できること」での参加をすすめる → 参加の場づくり・活動支援
  - D. ニーズに気づき、支援につなぐ → ニーズの発見・相談
  - E. 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する  
→ サービスや活動の体制確保・協働による支援・質の向上
  - F. 権利擁護をすすめる → 権利侵害の防止・権利擁護の支援
  - G. だれもが便利に暮らせるまちをつくる → 便利でバリアのないまちづくり
  - H. だれもが安心・安全に暮らせるように支える → 災害への備え、安全確保
  - I. 地域福祉をみんなですすめる仕組みをつくる → ネットワークの拡充

← 第2次計画の「推進目標(7項目)」と「取り組みの柱(21項目)」を、取組状況等もふまえて再構築し、「取組の目標」とその実現のために「取り組む項目」ごとに、みんなが協働して取り組み、評価しあう上での「視点」を示します。

- (※) 第3次計画では、
- ・地域福祉の担い手としてのより多くの人の「参加の推進」(C)
  - ・地域で連携して取り組むための「コミュニティづくり」(B)
  - ・生活困窮なども含めた「“困りごと”への包括的な対応」(E)
- などにより効果的にすすむように位置づけています。

【第2次計画の取組をふまえて再構成し、「みんなで取り組む」指針の役割を高めます】

#### 第5章 重点的に取り組むこと

1. 「ひとり一役」で参加をすすめる
2. 情報をつなぐ、必要な人に伝える
3. 生活の“困りごと”をみんなで解決する
4. 地域福祉のネットワークを広げる・強める

← 第2次計画では「重点的に取り組む課題」のみを示しましたが、第3次計画では「みんなで」取り組むことを推進するうえで、先導的な役割を担うとともに、取組の基盤づくりとして、市が中心的な役割を担いつつ、市民・団体・事業者等と連携し、特に重点的に取り組む事業等を定めます。

【より積極的に推進するため、第3次計画で新たに設定します】

#### 資料編

- ・計画の策定経過、市民会議・市民意識調査等の概要、用語説明 など